

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年1月8日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第49条の規定に基づき、「川崎市都市計画都市高速鉄道 第1号川崎縦貫高速鉄道線 新百合ヶ丘～元住吉間建設事業」に係る法対象条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 法対象事業者
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 阿部 孝夫
- 2 法対象事業の名称及び種類
(1) 名称
川崎市都市計画都市高速鉄道 第1号川崎縦貫高速鉄道線 新百合ヶ丘～元住吉間建設事業
(2) 種類
普通鉄道の建設（第一種事業）
- 3 法対象事業を実施する区域
始点：川崎市麻生区上麻生
終点：川崎市中原区木月
主な経過地：川崎市多摩区长沢，宮前区宮前平，高津区明津
- 4 法対象事業の目的及び内容
(1) 目的
高速鉄道（地下鉄）の建設
(2) 内容
ア 事業規模
建設延長：約15.5km
イ 単線，複線の別
複線
ウ 動力
電気（直流1,500ボルト，架空線方式）
エ 列車の最高速度
最高速度：90km/h
- 5 法対象事業の施行期間
着手予定：平成15年度
完了予定：平成22年度
- 6 法対象条例方法書の写しの縦覧期間，場所及び時間
(1) 期間
平成14年1月8日（火）から平成14年2月21日（木）まで
(2) 場所
中原区役所，高津区役所，高津区役所橋出張所，宮前区役所，宮前区役所向丘出張所，多摩区役所，多摩区役所生田出張所，麻生区役所，神奈川県川崎県民センター及び本庁（環境局環境評価室）
(3) 時間
午前8時30分から午後5時まで
ただし，土曜日，日曜日等閉庁日は除きます。

※なお，標記方法書は環境影響評価法における方法書と合冊となっておりますので，上記縦覧場所において環境影響評価法における方法書についても併せて御覧いただけます。